

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	
開催日時	令和5年11月8日	開始時刻 10時00分 終了時刻 11時22分
開催場所	枚方市役所第3分館（旧市民会館） 3階 第4会議室	
出席者	会長：大西委員 副会長：川北委員 委員：枝村委員、岡本委員、奥田委員、木上委員、 佐野委員、玉野委員、中島委員、肥田委員	
欠席者	高田委員	
案 件 名	【案件】 （1）第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画に基づく令和4年度の施策の進捗状況について	
提出された資料等の名称	資料1. 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画令和4年度 進行管理報告書（案） 参考資料1. 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員 名簿 参考資料2. 枚方市社会福祉審議会 関係条例等	
決 定 事 項	第4次計画における令和4年度事業の進捗確認について確認し、第4次計画における各事業の取り組みにつなげることとした。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	1人	
所管部署 （事務局）	枚方市役所 子ども未来部 子ども青少年政策課	

## 審議内容

### 【事務局】

皆様おはようございます。

10時定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本分科会にご出席いただき厚くご礼申し上げます。

本分科会の会長が決まるまでの間、司会進行をさせていただきます、子ども青少年政策課長の小篠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが着席にて進めさせていただきます。

それでは、本日の委員の出席状況ですが、10名のご出席となっており、定足数に達しておりますので、本分科会は成立していることをご報告させていただきます。

なお、第1回の分科会におきましては、会議の公開・非公開が決定されるまでの間は、枚方市審議会の会議の公開等に関する規定第3条第4項の規定によりまして、公開とさせていただいております。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。本日の傍聴者は1名でございます。

また、後ほど会議録の取扱いについてご審議いただきますが、記載の内容の正確性を期すため、補助的に会議内容を録音させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の会議の次第でございます。次に、資料1「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画令和4年度進行管理報告書（案）」でございます。参考資料1「枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿」、参考資料2「枚方市社会福祉審議会関係条例等」でございます。また、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」につきましても、参考までにお手元にお配りさせていただいております。

以上、資料について過不足等はございませんでしょうか。

それでは最初に、子ども未来部長の乾口よりご挨拶申し上げます。

### 【事務局】

皆さん、おはようございます。

本日はお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

令和5年度第1回枚方市社会福祉審議会児童専門分科会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

現在本市では、本分科会においてご審議いただき、令和3年3月に策定いたしました「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭等に対する支援策を推進しているところでございます。

今年度5月から新型コロナウイルス感染症につきましては5類に引き下げられ、ようやく以前の生活が戻りつつございますが、長期化したコロナ禍による影響やこの間の物価高騰により、特に子育てと生計を1人で担っているひとり親家庭の生活は、より厳しい状況となってい

ると思っております。

本市におきましても、ひとり親世帯に向けた経済的支援や、ひとり親家庭等を支える環境の充実などに努めているところではございますが、必要な支援を迅速かつ積極的に届けられる体制を築くことが重要であると改めて実感しているところでございます。

今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭の誰もが生き生きと希望を持って生活できるよう、自立支援策の充実に一層取り組んでいきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

**【事務局】**

(委員紹介)

**【事務局】**

それでは、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきます。

初めに、次第の1「会長の選出及び副会長の指名について」でございます。

枚方市社会福祉審議会条例の第10条第2項におきまして、専門分科会に会長を置くこと、また会長は専門分科会に属する委員の互選によって定めることを規定しております。

何かご意見等はございますでしょうか。

ご意見等なければ、会長の選出につきましては委員の皆様のご承諾が得られましたら、事務局から案を提示させていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【事務局】**

ありがとうございます。

それでは、現在、神戸女子大学教授であり、社会福祉、児童福祉等を専門分野として幅広くご活躍しておられ、また昨年度まで本分科会の会長としてご尽力いただきました、大西雅裕委員に引き続きお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

(拍手)

**【事務局】**

ありがとうございます。

それでは、分科会の会長は大西委員にお願いします。

大西会長、前方の会長席にお移り願います。

続きまして、副会長の選出でございますが、同じく枚方市社会福祉審議会条例第10条の規定によりまして、会長からご指名いただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【大西会長】**

それでは、保育、教育の実践に関する研究などを専門としておられます、児童福祉に関しましても幅広い見識をお持ちの、川北委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【大西会長】**

それでは、川北委員にお願いしたいと思います。

**【事務局】**

ありがとうございます。

川北副会長、前方の副会長席に移動をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、大西会長にお願いいたします。

**【大西会長】**

改めまして、会長に選出していただきました大西でございます。10年目になりますので、今年で任期終了でしたが、昨今の状況等を配慮し、私のほうにまたということになりました。まだまだ方針に関する問題等が山積しておりますので、1つでも何とか枚方市らしく解決する、または、解決の方向に向けばと思います。非常に微力ではありますが、何卒よろしくお願いを申し上げます。では、着座にて進行させていただきます。

それでは、川北副会長からも一言。

**【川北副会長】**

川北と申します。よろしくお願いたします。

30数年、保育者養成校で保育士や幼稚園教諭、それから一時期、社会福祉士の養成等にも携わってきました。枚方市については、まだまだ勉強しないといけないところも多くあるのですが、とても元気なまちというイメージをずっと持っておりますので、これからも元気なまちづくりのお手伝いのできればなと思っております。よろしくお願いたします。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

それでは早速ですが、次第に従いまして審議を進めてまいりたいと思います。本日は11時半までには終了ということで、それを目途に進めてまいりたいと思います。どうかよろしくご審議のほどお願をいたします。

**【事務局】**

(事務局説明)

**【大西会長】**

ありがとうございます。

ただいま事務局から、案件1の途中まで説明がありましたが、ここままで何かご質問、ご意見等があればお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

**【木上委員】**

弁護士の相談は割とあるみたいですが、税務面での取り組みはあるのでしょうか。パンフレット等で、税金面における控除の案内はしているのでしょうか。

控除等は当然ご存じだと思いますが、私も税理士会だから内容は知ってますが、パンフレットは作っていなかったはず。皆さんが、ご存じであれば別に何でもない話ですが、皆さんはご存知なのでしょうか。

**【事務局】**

税金に関する事で、周知やリーフレットの配布などは現在実施しておりませんので、今後周知していくかどうか考えてまいります。

**【木上委員】**

大変だと思うのでお金は使わない方法で改善していただけたらと思います。

**【事務局】**

分かりました。ありがとうございます。

**【玉野委員】**

それにちょっと関連してよろしいですか。

**【大西会長】**

どうぞ。

**【玉野委員】**

まさに弁護士相談の中で、税金のことについて聞かれます。私は全然分からないので、窓口や税理士さんのほうでというふうに案内したことがあります。実際に税金のことに関しては、相談の中では出てきていると感じています。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

税金は大きな問題なので、控除があれば、積極的にご案内をするという方向が望ましいと思います。弁護士相談のときでもリーフレットがあったらご紹介いただけたらと思いますし、税金相談というのをぜひやっていただければと思います。また事務局でご検討いただければと思います。

ほかに何かありますでしょうか。

**【枝村委員】**

32 ページのところで、離婚の弁護士相談や公正証書の作成補助などの件数はすごく増えていますが、養育費受取支援の養育費保証促進補助が実績なしと書いてあります。養育費を離婚のときに決めた件数は割と増えていると思いますが、取立てのほうは不十分なので、制度を活用できてないという点があるかと思います。

また、面会交流の点で、何かトラブ的な事例は挙がっているのでしょうか。

**【大西会長】**

事務局いかがでしょうか。

養育の保証促進補助ですね。こちらは実績なしということになっていますが。

**【事務局】**

養育費に関する受取支援の部分ですね。養育費保証促進補助については、弁護士さんへの相談や公正証書の作成補助とセットで周知に努めており、一部費用の補助をさせていただいていますが、申請はありませんでした。

あと、面会交流については、特に何かトラブルがあったという相談等は、伺ったことはございません。

**【大西会長】**

弁護士相談の中で、養育費の保証というような話というのは出てこないのでしょうか。

**【玉野委員】**

出てきます。

**【大西会長】**

出てきますよね。それで実績なしというのは、実際に取立ての場面まではつながっていないということでしょうか。

**【玉野委員】**

強制執行とかそのほかの制度もありますが、継続的に支払われてない、手前の部分で滞っているということもあるのかなと感じています。ただ、支払いはあるけれども止まってしまったというようなところですね。全然支払実績がないと、要件を満たさないんじゃないかなかったですか。

その辺りの要件に引っかかり、その前の段階で、もう少し法的な対応をしなければならないケースがあるんじゃないかなと思います。

**【大西会長】**

ありがとうございます。その点いかがでしょうか。

**【事務局】**

要件といいますか、公正証書も、そもそも、その養育費の取決めに既に交わしていないと、この制度が使えないというのが前提としてございますので、今枚方市で取決め支援のほう、その公正証書のほうに養育費のことを規定するというか書き込むというのが、今、枝村委員からもいただいた実績が挙がってきていますので、その後、公正証書に書いたものがちゃんと履行されているのかという部分での受取支援というのが今後事実として挙がっていけばいいなと感じております。

また、利用がなかなか難しいという理由の中で、枚方市のやり方として、受取支援を保証会社をお願いするというところで、どういう会社をお願いするかを、利用する方に選んでいただくというところがありますので、その辺のハードルがもしかしたら高いのかもしれない。

いずれにしても、実績がこの2年間上がっていないので、どういうふうにしたらこの実績を積み重ねていけるのか、より利用しやすくなるのかというのは、検討しなければと思っております。

**【大西会長】**

ありがとうございます。ぜひご検討いただければと思います。

ほかにごございますでしょうか。

**【佐野委員】**

22 ページ7 番目の学力向上推進事業の取組実績のところ、放課後自習教室を小学校各校年間 24 回開設していたのを改善見直しで何と統合したのか。また、回数的には増えたのかを確認させてください。

**【事務局】**

ありがとうございます。担当課がないので、私の知っている範囲になりますが、令和5年度から総合型放課後授業、いわゆる放課後キッズクラブというのが全校で実施されまして、その中に放課後こども教室や、子どもいきいき広場、留守家庭児童会室事業等が統合される事業

となり、その中に放課後自習教室が含まれるようになるということです。

恐らく今までとやり方はそんなに変わっていないのかなと思いますが、大きな総合型放課後事業の中に統合されたということです。このやり方は、令和5年度から実施されているもので、まだ回数等はお伺いしておりませんが、大きな事業の中に含まれたというようなイメージになっております。私の知っている限りで回答させていただきました。

**【大西会長】**

この放課後事業の委員長を私がやっております、総合型の放課後オープンスクエアという形で、そこにいろんな子どもたち、児童のものをできるだけ集約するというような方向で進んでおります。

それから、放課後遊び教室というのが1つありましたが、それを枚方市独自の方向として留守家庭児童会と、いきいき広場、それからそれに関連するようなものを総合型で実施していくということです。今年の夏に見学会があり何校か回りましたが、遊び教室であったり、留守家庭児童会であったり、その場で子どもたちが自主的に学習をしてるんですね。

受託先が塾を経営しており、ノウハウを持っておられるので、子どもたちはまず宿題をして、それから遊ぶというふうに、主体性を持って取り組んでいます。

自習ですから、主体的な側面を遊び教室の中にも取り入れて、主体性を確保するといえますか、尊重しながらやっています。その中で、自ら学んでいっているという側面もありますので、統合という形に動いていっていると思います。

**【佐野委員】**

ありがとうございます。

**【大西会長】**

まず勉強してというような雰囲気、運営している業者がそういうふうに行っている側面もあるかなとは思いますが、児童の自主性や主体性を尊重しましょうというようなところで放課後を豊かにしていこうとしております。

また、しっかり遊びも展開していかなくは思っております。

それでは、ほかにございますか。

**【奥田委員】**

すいません。今の続きですが、うちも留守家庭児童会にお世話になった子どもです。学童保育もですが、すべて放課後オープンスクエアに統合したんですね。費用はどうなっているんですか。

**【大西会長】**

留守家庭児童会には費用が発生します。

**【奥田委員】**

しっかり毎月落とされるんですね。おやつ代等がありますものね。

**【大西会長】**

そうですね。放課後の遊び教室等に関しましては、費用は発生しません。だから、おやつはありません。

そこで違いが出てきてしまうので、統一のところで、そこをどうするんだという問題もいろいろありましたけれども、一応おやつはなしということになります。

**【奥田委員】**

それは、留守家庭児童会ですと先生がおられて、うちなんかも宿題をして遊んで、それはやはり留守家庭の子だけが今も同じようにしているのですか。

**【大西会長】**

今も同じようにやっています。場所によっては運営する部屋を変えています。

しかし、遊びは自由に行き来できるようにしています。だから、この子と遊びたいという声があれば、留守家庭だから駄目ということはないです。ただ、おやつは留守家庭のみについていますが、子ども自身がそれを了解してやっていますので問題はないと思います。

ほかはございますでしょうか。

**【岡本委員】**

ちょっと戻りますけども、面会交流についてです。お母さんは離婚し面会を拒否されているが、子どもさんはお父さんに会いたいという場合、間にどなたが入っていただいて、お父さんに会わせるとか、どういう形なのでしょう。なかなかこの面会交流というのは、本当にお母様が会せたくないという思いもあり、私もそういう相談を受けたことがありますけれども。

**【玉野委員】**

本当にいろんなご家庭がありますので、うまくいっているケースも、やっぱり会いたくないということは確かにあります。

ほんとに小さいお子さんだと、例えばご家族のおじいちゃん、おばあちゃんが連れていったり、あとエフピック等のNPO法人がその辺りの交流をお手伝いしますというような取組をされているところがあったりします。

比較的年齢が上がってきますと、きちんと連絡ツールとかも持たせて、一人で会いに行くこともあります。あとは、本当に今お母さんが会わせたくないというようなケースは確かに多いのですが、逆にお母さんのほうから会いたいとも言わない、父親としての責任を果たすために面会交流せよみたいなご家庭ももちろんありますし、DVで、もう親も会わすべきではないなど本当にバリエーションがあります。

お母さんのほうが感情面で会わせたくない、でもお子さんは会いたいというケースに関しては、例えば裁判所に手続が係っても、それはやっぱり裁判所としては会えるような方向で進めますので、第三者を入れてというところは、私たちとしてはよく見るかなというところです。

**【岡本委員】**

第三者の方がお母さんとお父さんの間に入ると、費用的なものもかかってくるのですか。

**【玉野委員】**

そうですね。上限2年までとか、費用は少しかかったりはしますので、それを父親のほうが負担するとか、折半するとか、そういう取決めを全部した上で実施するという形が多いかと思えます。

**【岡本委員】**

養育費もいただいてないのに、なぜ面会交流をしないといけないのですかとかね、ちょっと矛盾しているところがあると思いますけど。やはりお父さんは子どもに会いたい、でもお母さんがそれを拒否する。そここのところがうまくいかないと、やはり専門的なことは弁護士さんのどなたかに相談されるということが効果的なのではなかね。

**【玉野委員】**

支払ってもらえないと会わせたくないという気持ちも分かりますが、やはり弁護士としては子どもの権利というところを中心に考えてほしいということは助言させていただくと、これはDVケースではないケースですが、今、子どもの手続代理人といいまして、子ども独自の代理人をつけることができるという制度もあります。割と裁判所もそれを促すケースもあります。

家庭裁判所のほうが職権で代理人をつけるというようなこともありますので、やはり今、子ども基本法などもでき、子どもの声を聞く、子どもの意見を尊重するんだというところで進められている面が大きくなってきているかなというふうには感じています。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは事務局から続きの説明をお願いします。

**【事務局】**

(事務局説明)

**【大西会長】**

ありがとうございます。

事務局より、最後まで説明がありました。最初からの部分でも結構ですので、何かご意見がありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

#### 【枝村委員】

最後の 50 ページに、令和 5 年、かなり苦しくなっている母子家庭あるいは先行き不安があるご家庭がだいぶ増えており、意外と父子家庭の方も生活が苦しいというようなことを声に出されています。今の物価高というのはコロナ以上に長期見通しが立たない不安があると思います。かなり急激な物価上昇になっていますので、児童扶養手当の全支給あるいは非課税世帯というのは相当苦しくなっているのではないかと思います。私ども団体が行った夏休みの緊急食糧支援も件数がかなり増えました。また今年年末にも緊急食糧支援をしますが、夏以上に想定件数を増やそうとしています。

また、指標 4 ですが、相談先がないという原因の 1 つは、離婚をしたときに、特に女性の場合、今までの人間関係が変化してしまい、どこにも相談できないということがあると思います。そういう点で、行政がいろんな点で相談窓口を充実していくのが重要なことだと思います。

あと、少し話が飛びますが、離婚前後からうつ病傾向があったり、子どもや親の障害があったりした場合、特別児童扶養手当が認定 2 級、1 級とかは割と手当が出るんですけど、3 級のような軽度の場合には出ない場合があります。福祉とかに係るということがあるので、そのあたりの支援をどうしていくかというのは非常に重要なことだと思います。

また、特別児童扶養手当の支給についてですが、児童扶養手当は 2 か月ごとに変化しましたけども、4 か月ごととかそういう支給だと非常に困る。障害のある子どもさんがいる場合、月々お金がかかるので、そういうところもこれ全国的な話になってきますが、課長会議とか全国のそういった会議のときに、特別児童扶養手当の支給方法をもうちょっと変えてもらい、月々、2 か月に 1 回とかに変えてもらいたいという希望を訴えていきたいなと思います。

#### 【大西会長】

ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。

これは大きな問題で、支給が 2 か月に 1 回と、4 か月に 1 回と、その間が非常に苦しい状態が続くということもあります。申請をして支給までの間をどうするかというのは、これ緊急支援だろうと、大変必要な部分でもある。支給されてからはそれで安定しますが、申請して支給までの間の何か応援プランみたいなものが必要になってくるのではないかなと思います。その辺またご検討いただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

目標のところですね、下がってなければならぬところが上がっているというところで、ちょっと漠然ですけど、指標 3、指標 4 の辺りでしょうか。いかがでしょうか。

#### 【事務局】

特別児童扶養手当の件に関しまして、ご意見いただきましてありがとうございます。

特別児童扶養手当につきましては、市で手続はさせていただいておりますが、大阪府、都道府県で認定支給をされているという事業になっておりますので、今言っていただきましたように、児童手当が今後、年に3回から6回に変わって、特別児童扶養手当も今、年に3回の支給になっているかと思えます。こちらにつきましても、今いただきました回数を増やすというご意見をいただいたということ、府に意見として挙げていかせていただきたいと思っております。

実際の認定につきましても、認定は大阪府で定めている形での申請になりますので、どうしても申請いただいてからお時間が2か月ほどかかるという現状ですが、こちらでも速やかに処理はさせていただいているというところになっておりますので、そういったことだけ一応申し伝えさせていただきます。ありがとうございます。

#### 【大西会長】

よろしいでしょうか。

ほか、何かありますでしょうか。

以前の分科会で、45ページのICTの利用やラインの活用のところ、もっと使いやすい方法ということと、それからひとり親という欄から入っても、結局、経済的な問題、生活問題ということでは、ひとり親の問題ではなくて、ご家庭で発生している生活上の問題なので、そういうところの入り口をもっと広く捉えてシステムづくりみたいなことを考えられたらどうかというような話をしたように記憶しておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

#### 【事務局】

ありがとうございます。ラインは、ひとり親の相談ということで今進めていますが、いろんな質問から自分が受けれるサービスが分かるというシステムについては、ひとり親にくくらず、福祉の分野でも今受けれる支援が表示されるように、全庁的に進めていくという方向となっております。

今回は、まずひとり親からそのサービスを進めさせていただいて、そこでの必要性というのが全庁的にもより認知され、福祉部局でそれも進めていますので、全庁的な動きになっているというところでのご報告となります。

#### 【大西会長】

ありがとうございます。

ひとり親の問題ではなくて、ご家庭で発生する様々な生活問題ですから、そこでひとり親としまわれないで、オープンに広げてもらうほうが利用度は上がると思いますし、気軽にそういうのも活用できていくのではないかなと思うので、ぜひとももっと広げていただければと思います。

ほか、何かありますでしょうか。

#### 【中島委員】

ハローワークの中島と申します。

特に質問ということではないのですが、給付金なども大変重要なことだと思いますが、ひとり親の方が自立して生活費を確実に得ていくということが大切になるかなと思っております。

27 ページの児童扶養手当受給者と生活困窮者等、就労支援につきましても、生活保護を受けていらっしゃる方や、生活困窮を受けていらっしゃる方の支援もさせていただいていますが、児童扶養手当の受給中の方であっても就労支援という形では、大阪労働局と枚方市と協定を結んでいただいております、一体的に実施という形で就労支援をさせていただいております。

福祉会などもいろいろ就労支援をしていただいているようではございますけれども、今後もそういう方の支援をハローワークも一緒になってやらせていただけたらなと思ってございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【大西会長】

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

では、議論のほうにつきましては、この程度ということにさせていただきたいと思ひます。

本日いろいろ委員の皆様から貴重なご意見を頂戴いたしました。今後、事務局におきましては、今日挙げられました委員のご意見を踏まえて、現在進めていただいております「第4次枚方市ひとり親家庭自立促進計画」の推進の効率的・効果的な取組につなげていただきたいと思います。特に最後の指標の辺りですね。上げていかないといけないところをもっと上げて、落とすところはもっと下のほうに落としていかないといけないというように思ひますので、どうかよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、次第の4、その他としまして、事務局から何かありますか。

#### 【事務局】

当分科会に置いている「母子・父子福祉審査部会」につきまして、法に定められた11種類の資金のうち、住宅資金など一部の資金に関して、各委員の専門的見地から貸付の可否等に係るご意見をいただいております。審査対象に該当する資金の貸付申請があった場合に開催することとしております。しかしながら、昨年度から現時点まで、対象となる貸付申請がありませんので、開催されておらず、今年度も開催の予定はありませんことをご報告いたします。

続きまして、事務連絡ですが、本日の資料等につきまして、追加でご意見をいただける場合やご不明な点などがございましたら、11月17日（金曜日）までに、お電話、ファックス、メールなどにより、事務局（子ども青少年政策課）までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成したのち、皆様にご確認いただきまして、会長と調整のうえ決定したものをホームページで公表していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【大西会長】**

それでは、これもちまして、「令和5年度 第1回 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」を終了したいと思います。

皆様、お疲れ様でした。